

後期高齢者医療制度 保険料額決定

7月17日(水)にお知らせを発送

令和元年度の後期高齢者医療 保険料のお知らせを7月17日(水)にお送りします。

「特別徴収(年金引き落とし)」
「口座振替の方」
「保険料額決定通知書」
「保険料額納入通知書」
「納付書払いの方」
「保険料額決定通知書」
「保険料額納入通知書」
「納付書払いの方」

「特別徴収とは」4月～翌年2月まで年6回の年金支給月に年金から保険料を差し引くことで納める方法です。
「普通徴収とは」年間保険料を7月～翌年3月までの各月に振り分け、口座振替や納付書により納める方法です。

国保「高齢受給者証」更新

7月末までに新証を世帯主に送付

国保加入の70～74歳の方にお渡ししている高齢受給者証は、毎年8月に更新します。

新しい高齢受給者証は、7月末までに世帯主あてに送付します。今までお使いの高齢受給者証は、8月以降に裁断して廃棄していただくか、医療保険課資格課係(区役所2階7番)またはお近くの出張所にお返しください。

負担割合が3割の方へ

高齢受給者証の負担割合は「2割」または「3割」です。高齢受給者証をお持ちで住民税課税標準額が14.5万円以上の方がいる世帯では、負担割合は3割となります。

高齢受給者証交付対象者数	高齢受給者証の総収入金額の合計
1人	383万円未満
2人以上	520万円未満
1人。ただし、特定同一世帯(注)	520万円未満(特定同一世帯)

注:特定同一世帯とは、国保から加入する方

医療保険課資格課係
☎(3647)3167
FAX(3647)8443

保険料は被保険者と世帯主の所得をもとに決定しています。所得が一定以下の場合、保険料が軽減されます。所得の申告をしていないと軽減できないため、税金が非課税の方でも所得の申告をお願いします。保険料の算定方法等の詳細は、通知書に同封のパンフレットをご覧ください。

「交付対象となる方」
○住民票上の世帯員全員が平成31年度の住民税非課税の世帯に属している被保険者(未申告など所得不明者がいる場合には発行できません)
○自己負担割合が3割で同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも69.0万円未満の被保険者

認定証の利用について
認定証を医療機関の窓口に提示することで、保険診療の1か月の自己負担分の支払いが限度額までとなります(支払いが複数の医療機関にわたる場合、それぞれで限度額までの支払いになります)。入院・外来いずれの場合も利用できます。

認定証を利用した場合でも、高額療養費に該当した場合は、後日、高額療養費のお知らせをお送りします。

過去1年間で区分Ⅱの有効期間内に90日を超える入院がある場合、申請していただくと食事がさらに減額となります。

心身障害者医療費助成制度

住民税課税者は負担上限額変更

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、令和元年8月1日(木)から、心身障害者医療費助成制度(以下「心身障害者医療課税者の方」)の負担上限額が下表のとおり変更となります。

なお住民税非課税の方(負担上限額適用・標準負担額減額認定証)は、認定証の有効期間が7月末日で終了します。

令和元年7月31日有効期限の認定証をお持ちの方で、8月以降も交付対象となる方には、7月末までに新しい認定証を郵送します(有効期間は8月1日～令和2年7月31日)。更新のための手続きは必要ありません。

「交付対象となる方」
○住民票上の世帯員全員が平成31年度の住民税非課税の世帯に属している被保険者(未申告など所得不明者がいる場合には発行できません)
○自己負担割合が3割で同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも69.0万円未満の被保険者

認定証を利用した場合でも、高額療養費に該当した場合は、後日、高額療養費のお知らせをお送りします。

過去1年間で区分Ⅱの有効期間内に90日を超える入院がある場合、申請していただくと食事がさらに減額となります。

江東区政世論調査にご協力を

対象者(無作為抽出)には事前にはがきを送付

区では、区民の皆さんから区政に関するご意見をお聴きし、今後の施策に生かすため、世論調査を1年おきに行っています。昭和48年から実施し、今回が24回目になります。

対象となった方には、7月中旬に事前にはがきを送付します。その後、7月下旬に調査票をお送りいたします。

対象者には8月初旬に申請書を送付
児童扶養手当を受給している方のうち、未婚で出生した児童を父または母が養育している場合に臨時・特別給付金を支給します。

対象となる方には8月初旬に申請書を送付し、必要事項を記入し受付期間内に必ず提出してください。申請書の提出がないと、給付金を受給することができません。

11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母のうち、10月31日(木)において過去に婚姻(法律婚)をしたことがない方

支給額1人につき17,500円
受付期間 8月1日(木)～令和2年2月3日(月) 必着
支給時期 原則として、令和2年1月

子ども家庭支援課給付係
☎(3647)4754
FAX(3647)9196

紙「きずな」(区内各公共施設で配布)に掲載するほか、ホームページでも公開しています。

青少年課青少年係
☎(3647)9813
FAX(3647)8474

令和元年度 江東区青少年夏育成プラン策定

6月4日に開催された青少年問題協議会において、令和元年度青少年夏育成プランが策定されました。

このプランは、夏季期間に重点的に取り組んでいただきたいことを主に家庭や地域に提案するものです。

プランには、子どもたちが夏休みを有意義に過ごすために、さまざまな社会活動体験や自然

生活体験などを通じ、自主性や社会性を培うことや、大人自らが責任を自覚して、子ども・若者の見本となるなどの指針が盛り込まれています。

全文は、青少年健全育成広報

